

第1章 男女共同参画推進計画の概要

1 策定の背景

本町は、2011(平成 23)年に久万高原町男女共同参画推進計画を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、町全体で広報啓発に努めてきました。

しかし、近年の少子・高齢化の進行や、家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、IT技術の高度化など、社会環境は急速に変化しており、新しい時代に生きる男女の多様な生き方への対応が求められています。

また、ドメスティック・バイオレンス(以降DV)やセクシュアル・ハラスメント、インターネットやSNSでのリベンジ・ポルノ、メディアにおける女性の人権問題等が増加しています。さらに、前回策定からの 10 年の間に、女性の活躍推進、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)、男性中心型労働慣行の是正、ワーク・ライフ・バランスの浸透などに対する世間の関心も高くなっています。これらは、男女共同参画社会の実現のため、より一層取り組むべき課題となっています。その他、セクシュアル・マイノリティ(LGBTQ)と言われる性自認・性的指向に対して多様な価値観を持つ人たちへの配慮や、SDGsの視点に基づいた行政運営などにも注目が集まっています。

また、2019(令和元)年 12 月から新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るい、日本でもその影響が大きくありました。外出自粛や休業等によるストレスから、配偶者等への暴力の増加・深刻化が懸念されていることや、非正規雇用労働者、宿泊、飲食サービス業等への強い影響に伴い、社会的に雇用状況や所得が悪化しています。こうした状況を踏まえ、改めて男女共同参画社会の実現に向けた取組は重要性を増しています。

このようなことから、久万高原町では人権尊重の視点やジェンダーに敏感な視点に立った新たな課題への取組方向を示すとともに、時代の潮流を十分に踏まえ、男女の自立と共同参画社会の実現に向けたあらゆる施策の新たな指針として「第2次久万高原町男女共同参画推進計画」を策定しました。

本町の取組

久万高原町では、2011(平成 23)年に策定期間 10 年の「久万高原町男女共同参画推進計画」を策定し、2015(平成 27)年には見直しを行いました。また、2016(平成 28)年には次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づいて「特定事業主行動計画」を策定し、自らワーク・ライフ・バランスを掲げて誰もが働きやすい職場環境の実現に取り組んでいます。

2 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法の基本理念に基づく計画となっています。
- ② 「第2次久万高原町総合計画」との整合性を図った計画となっています。
- ③ 本計画を女性活躍推進法に基づく推進計画として位置づけます。(基本施策3～5)
- ④ 配偶者暴力防止法に基づく配偶者暴力防止基本計画として位置づけます(基本施策6)。

(2) 計画の期間

本計画の期間は 2021(令和3)年度から 2030(令和12)年度の 10 年間となっています。